

《 天籟寺交番管内の事件事故発生状況 》

令和6年（10月末現在）

【暫定値】

種別		刑法犯					二 七 電 話 詐 欺
		窃盗犯			自転車盗	万引き	屋内盗
戸畑署件数		295 (+45)	178 (+36)	87 (+17)	37 (+6)	3 (+3)	7 (-10)
校 区 別	天 籟 寺	15 (+4)	7 (+2)	5 (+2)	1 (±0)	0 (±0)	
	大 谷	15 (+3)	3 (-1)	1 (±0)	1 (±0)	0 (±0)	
	一 枝	11 (+2)	6 (+2)	3 (+3)	2 (+1)	0 (±0)	
	鞘 ケ 谷	13 (+7)	4 (+3)	2 (+2)	2 (+1)	0 (±0)	

令和6年（10月末現在）

種別		人身交通事故			
		飲酒	高齢者1当	自転車	
戸畑署件数		194 (-4)	1 (±0)	40 (-17)	28 (+3)
校 区 別	天 籟 寺	66 (-12)	0 (±0)	13 (-10)	12 (+1)
	大 谷				
	一 枝				
	鞘 ケ 谷				



リフォーム会社や通信業者を名乗る訪問が増加しています！

- 安易に留守日時などを伝えない
- 身分証を確認し、相手が名乗った事務所に確認しましょう

交番からのお知らせ

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化!!

令和6年11月1日道路交通法の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

- 運転中の「ながらスマホ」
スマートフォンなどを手で保持し、自転車に乗りながら通話したり、画面を注視する行為
 - ・違反者………6月以下の懲役または10万円以下の罰金
 - ・交通の危険を生じさせた場合………1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転および幫助
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車の提供
 - ・違反者………3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・自転車の提供者………3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・酒類の提供者・同乗者………2年以下の懲役または30万円以下の罰金



重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。